



保険制度の基本構造に関する研究

高尾, 厚

(Degree)

博士 (商学)

(Date of Degree)

1992-04-14

(Date of Publication)

2014-01-21

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

乙1611

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.11501/3061780>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2001611>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



氏名・(本籍)	たか お. あつし 高 尾 厚 (兵庫県)
博士の専攻分野の名称	博士(商学)
学位記番号	博ろ第20号
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位授与の日付	平成4年1月14日
学位論文題目	保険制度の基本構造に関する研究

審査委員	主査 教授 水島 一也
	教授 本多 佑三 助教授 丸山 雅祥

論文内容の要旨

本論文は、ミクロ経済学の成果を通して、保険の基本構造を解明しようと試みたものである。

序章において、本論文の基本的立場が提示される。すなわち、保険現象に固有の法則性の解明にもつばら携わってきた伝統的な保険学においては、経済現象の一環として保険市場にも貫徹する一般法則には、十分に意が払われなかったという事実を指摘した上で、著者は、他学問領域との研究成果交流の必要を強調し、その場合に双方を橋渡しする共通言語としてミクロ経済学を位置づける。

本論文の構成は3部に大別される。第1部(第1章～第5章)では、伝統的なミクロ経済学によって、どの程度まで保険現象が説明されるのかという問題意識の下に作業が展開される。

第1章「危険移転制度のロバスト性について」においては、まず、消費者均衡理論に即して、危険移転制度が、危険資産の変動の中和を通じて、それを所有する危険回避的な経済主体と効用を増大させるものであるとの基本命題が提示される。次いで、海上保険の生成・確立に至るまでの一連の危険移転メカニズム(冒険貸借・無償貸借・仮装売買)をとりあげ考察を加えることによって、海上保険と共通の機能がこれらのメカニズムにも存在することが確認される。かくして著者は、危険移転制度の基本構造が時代の変遷を問わず厳存すること(時間軸上でのロバスト性)を主張する。

第2章「リスク・マネジメントの経済分析」では、最初に、保険取引の対象となる不保可能リスクが純粹危険に限られることを明らかにした後に、危険に対する経済主体の態度いかんにより、保険制度の存在範囲が規定されることを確認する。そして、この観点に立って、モラル・ハザードの重要性が指摘される。すなわち著者は、人間の機会主義的性格と、保険取引に必然的に付随する情報の偏在という条件の下で、保険制度の存在自体が、危険事故発生確率や損害額、さらには保険制度運営費用

の増大を招きかねない事実（逆機能性）を認識することが肝要だと述べる。

次いで、消費者均衡理論および企業均衡理論を併用しながら、経済制度としてのリスク・マネジメント・システムにおける保険の位置の解明が、エーリック（Ehrlich, I）とベッカー（Becker, G.S.）のモデルに沿って試みられる。すなわち、市場保険、一般に自家保険とよばれる自己充足、損害予防の3者間の代替・補完関係が明らかにされる。そして、ある単一の保険契約が保険数理的に公平な料率で提示される限り、純粹危険にさらされた危険資産を保有する危険回避的な経済主体にとり、全部保険が最適だとの命題が導かれる。

「全部保険はつねに最適か？」と題する第3章は、こうしたモデル分析の結果が、わが国保険市場の現状とは必ずしも適合しないという事実認識から出発する。とりわけ家計保険において、一部保険が常態であるという現実をどのように説明するかという問題設定である。この状況を説明するための枠組みが、まず文化人類学に求められる。すなわち、経済理論の観点からは非合理的とみなされるこのような行動については、純粹危険に対する家計の「文化合理的」な対応という把握が可能とされるのである。この観点に立って著者は、日本型家計のリスク・マネジメントの分析には、原子論的なミクロ経済学のみでは不十分であり、財貨を共同体内で、長期間かつ総合的に相互決済する制度に着目した、文化人類学的考察も必要となることを主張する。

次いで著者は、付保可能危険と付保不能危険との相関関係が、最適付保率にいかなる影響をもつかを解明する、ドハーティ（Doherty, N）ならびにシュレジンガー（Schlesinger, H）のモデルを検討することにより、次のように主張する。すなわち、一見して非合理的な保険購入行動であっても、隣接する経済制度の利用可能性によって付保不能危険の処理が行われうるという、「全体論」の観点に立てば、経済合理主義を貫徹した結果として一部保険が一般化するものとの理解が可能となる。つまり、保険購入に関する主体均衡理論における最適解としての一部保険というとらえ方である。

第4章「保険市場とオプション市場との対応関係」では、「全体論」的視点からすれば、保険市場が付保不能危険を取扱う市場の存在に影響されるという前章の命題を受けて、両市場の構造における対応関係が考察される。その結果、著者は、付保不能危険を処理するオプション市場の構造と、保険市場のそれとが、いわゆる「1対1対応」の関係にあり、条件つき請求権としてのオプションの基本原理が保険市場にも貫徹することを明らかにする。その結果、保険市場自身が最広義のオプション市場の一角を占めるものとの結論が導かれる。

第5章「保険市場の垂直的構造の経済分析」においては、保険市場を垂直方向で二分する元受保険市場および再保険市場の均衡の同時決定モデルが検討される。その結果、両市場が代替関係にあり、第1章で指摘された「危険移転制度のロバスト性」が時間軸上だけでなく、空間軸上でも確認できることが明らかにされる。このことから著者は、元受市場に関する市場構造・市場行動のみに照らして市場成果をうんぬんすることは性急だと戒める。かくして危険の効率的な分散という役割を負う保険市場の成果の判定にあたっては、元受保険市場と再保険市場の両者を同時に考慮するという。「全体論」的視点が不可欠であることが強調される。

第2部（第6章～第8章）では、応用ミクロ経済学、とりわけ近年注目を浴びている情報の経済学

の視点から、保険現象のいくつかの側面が分析される。すなわち、情報の経済学の成果を保険学に摂取することによって、保険の特殊性とよばれる現象を一般理論に即して解明しようとする作業が展開されている。

第6章「保険の構造と情報の経済学」において、著者は、応用マイクロ経済学の出自をマイクロ経済学のおおまかな体系の中で確認した後で、保険理論の展開にとり多大の示唆を与えると期待される情報の経済学の概要を素描する。そして保険のクラブ財的側面に焦点を当てることで、伝統的保険理論が保険の固有の性格と規定してきた「保険の集団的本質」が、さほど特異な性質のものではないことを示唆する。そして著者は、クラブ財の円滑な調達に際しては、いわば無形のインフラストラクチャとして当該制度を支える経済主体のエートスが、通常の私的財の場合にも増して、重要な役割を演じることを強調する。かくして、わが国における実体的保険監督主義が必要とされる理由のひとつが、保険市場を支えるエートスが十分に確立されていない点に求められる。

第7章「モラル・ハザードと動機適合性」は、近年深刻な社会問題の様相を示し始めている保険犯罪の増加やアブセンティズムの蔓延が、保険制度に対する一般消費者の不信感を増幅しているという事実から出発する。伝統的な保険学は、モラル・ハザードを一部加入者の性格や倫理・道徳観の欠落による異常例 (anomalies) として位置づけるに対して、著者は、それが保険市場に本来的に内在する現象とし把握されるべきことを主張する。すなわち、大数法則を利用して危険の平均を追求する保険制度において、その構成員の匿名性 (プライバシー) の尊重を前提とする場合には、モラル・ハザードが必然的に発生することが指摘される。

さらに、「動機適合性」という観点から、保険加入者の個人的合理性と保険制度の集団的合理性が整合しうるのか否かという問題が設定され、ゲーム理論の採用によって、モラル・ハザードの内在性と、それによる保険制度の不安定性が確認される。換言すれば、行動主体の動機と保険市場の成立要件との不整合性に基づく現象が、モラル・ハザードであるとの認識である。そして、保険企業は、その解消のためにインセンティブ=コントロール・システムの整備に努めるものの、その抑止には一定の限界があると論じられる。このことから著者は、伝統的保険理論におけるパラダイムの転換が推進されねばならないことを強調する。

第8章では、産業組織論の立場から保険市場をみる場合の際立った現象である、外務員の「ターン・オーバー」と、業界に通有の「保険ムラ」的思考とが、情報の偏在にともなう資源の浪費の事例として取り上げられる。すなわち従来の理論が、ターン・オーバー現象をもたらす過剰な販売戦力の投入を、カルテル体制下の非価格競争状態の下で価格を代理する内生変数の操作ととらえてきたのに対し、著者は、この学説を補強する；いまひとつの理論体系が、情報偏在に関連して存在することを指摘する。同様に「ムラの」思考についても、強力な行政指導 (実体的監督主義) にもとづく参入障壁、すなわち競争圧力の不足に起因するものというオーソドックスな理論を補強するために、情報偏在を論拠とした立場が可能であることが主張される。

第3部の終章では、総括と将来への課題の提起が行われている。伝統的な保険学の現状批判という立場から、本論文では、経済制度分析のための「共通言語」としてのマイクロ経済学の新旧の成果が、

保険制度の運行を規定する論理の解読のために援用された。その結論として、著者は、保険固有の現象だと旧来考えられてきた制度的側面のなかに、他制度との共通項が少なからず存在することを確認することで、保険制度の基本構造が、他の経済制度に比して、さして特異なものではないとの命題を定立する。

一方において、著者は、こうしたマイクロ経済学に依拠した保険市場の分析の必要性が、確固とした保険学構築の大前提ではあるものの、特殊日本型文化風土の影響力が大きい、換言すれば「経済非合理的な文化の論理」が貫徹する、日本型保険経済の十全なる解明のためには、わが国固有の文化の研究が不可欠なのだとして強調することによって、将来にむけての課題の提起を行っている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、マイクロ経済学の手法にもとづく保険現象の分析を行うことで、学界に支配的な伝統的保険学に批判を加えると共に、保険学研究の新たな展開に向けての重要な問題提起を行ったものである。

本研究の貢献として評価されるべき点は、次のごときものである。

第1に、マイクロ経済学をベースとした理論的成果によって、内外の学界に対して行った貢献である。欧米において時折散見されるものの、本論文のごとき大部の、しかも質的にも高水準の研究は、わが国において皆無であったという点に照らして、その先駆的研究の価値を高く評価することができる。

第2は、保険研究に必然的に伴う固有の法則性と一般法則性の関係をどのようにとらえるかという点である。本研究は、保険現象のもつ一般法則性の論証に意を多く用いているものの、それは固有の法則性を無視するという方法をとるものではない。むしろ、保険における固有の法則性を前提として、そこに貫徹する一般法則の解明に精力的に取り組み、その上で、さらに固有の法則性に踏み込んでいくという態度・方法は高く評価されることである。

第3に、本論文では抽象的な数理的展開が多用されるが、その際に、具体的史実や現実を意識しつつ、それとの関連を求めつつ理論展開がなされているという点である。この種の研究にま見られる数理展開の自閉的状况は存在しない。

第4に評価すべき点として、著者が、保険市場における具体的事実や、他の経済部門に対比した場合に際立つ現象を、理論研究の成果に即して解釈・解明しようと試みることで、保険市場の諸問題への接近に新たな視点を持ち込んだことを挙げる事ができる。

第5に、マイクロ経済学のみならず、文化人類学や歴史学の成果を自己の研究にとり入れようとする「複眼的」思考の重要性を強調することで、保険研究の今後の方向づけに関する貴重な一石を投じたことは、学界に有益な示唆を与えるものと評価される。

本論文には以上のようなメリットが認められるが、その内容に全く問題がないわけではない。

一例をあげれば、著者が依拠する複眼的考察方法による、現実への接近における不徹底性についてである。たとえば著者は、わが国保険市場の常態である一部保険を、付保不能危険に対処する隣接経済制度の存在を考慮するという「全体論」の立場から考察する場合、そこに経済合理性を認めるべき

だとして、保険現象への経済法則のロバストな貫徹を確認する。だが一方では、文化人類学の立場から、一部保険に対して「特殊文化合理性」という規定が与えられているのである。

また、すでに述べたように、本論文の著者が、現実の事象に配慮しつつその理論的解明に精力的に取り組むという姿勢を貫いたことは、高く評価される場所である。だがその場合、できる限り多くの傍証を収集・提示するという努力をあわせ行ったらば、その主張には一段と大きな説得力が生まれたことであろう。

しかしながら、これらの点は、文字通り望蜀の感であって、本論文の価値をいささかでも損なうものではない。

以上の検討により、下記審査委員は、本論文の著者が博士（商学）の学位を与えられるに十分な資格を持つものであると判定する。